

## 個人情報保護法について(2)

最近、企業における個人情報流出の事件が多発しているようです。

当社は顧客の氏名、住所、電話番号、生年月日等の個人情報をパソコンに入力して管理しており、個人情報保護法の適用があるものと思いますが、この法律の概要について教えてください。

前回は個人情報保護法上の個人情報取扱事業者（以下「事業者」といいます）の「個人情報」に関する義務について説明しましたが、今回は事業者の「個人データ」「保有個人データ」に関する義務の概要を見てみましょう。

### 1 事業者の「個人データ」に関する義務

#### (1) データの内容の正確性の確保

事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません（19条）。

#### (2) 安全管理措置

事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません（20条）。

経済産業省のガイドラインは安全管理措置に関する具体的な指針を示しています。

これによれば、事業者は、取り扱う個人データの漏えい・滅失・き損の防止その他の安全管理のために、  
・組織的安全管理措置（安全管理について従業員の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備運用し、その実施状況の確認を行うこと）、  
・人的安全管理措置（従業員に対する、個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うこと）、  
・物理的安全管理措置（入退館の管理、個人データの盗難防止等の措置）、  
・技術的安全管理措置（個人データやそれを取り扱う情報システムの制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置）の4分野の措置を講じなければならないとされています。

事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません（21条）。

21条にいう「従業者」とは事業者の組織内にあって直接・間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者を指します。したがって、「従業者」には雇用関係にある従業員のみならず、取締役や派遣社員も含まれます。

事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません（22条）。

### (3) 第三者提供の制限

事業者は、・法令に基づく場合・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行の支障を及ぼすおそれがあるとき、を除くほかあらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはなりません（23条1項）。

これは個人データの第三者提供を無制限に許すと、本人が全く予期しないような利用がなされてしまい本人の権利利益が侵害される危険があることから設けられた規定です。

## 2 事業者の「保有個人データ」に関する義務

### (1) 保有個人データに関する事項の公表等

事業者は、すべての保有個人データの利用目的等について、本人の知りうる状態に置くとともに、原則として本人の求めに応じて通知しなければなりません（24条）。

### (2) 開示

事業者は、本人からの求めに応じて、保有個人データを開示しなければなりません（25条）。

ただし、・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、・事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、・他の法令に違反することとなる場合には、全部または一部を不開示とすることができます。

### (3) 訂正等

事業者は、本人から保有個人データの内容が事実でないことを理由に内容の訂正、追加または削除を求められた場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき訂正等（訂正・追加・削除）を行わなければなりません（26条）。

### (4) 利用停止等

事業者は、利用目的による制限（16条）、適正な取得（17条）、第三者提供の制限（23条1項）に違反していることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく保有個人データの利用停止または消去あるいは第三者提供の停止を行わなければなりません（27条1項及び2項）。

### (5) 開示等の求めに応じる手続

事業者は、開示、訂正、利用停止等の求めに応じ、その求めを受け付ける方法として、・受付先、・受付方法、・本人又は代理人の確認方法、・手数料の徴収方法の各事項を定めることができます（29条1項）。

事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、住所・ID・パスワード、会員番号等、自己のデータの特定に必要な事項の提示を求めることができます。この場合、保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮した適切な措置を講じなければなりません（29条2項）。

事業者は、開示等の求めに応じる手続を定めるに際し、必要以上に繁雑な書類を求めることや、求めを受け付ける窓口をいたずらに不慣れた場所に限定するなどして、本人に過重な負担を課することのないように配慮しなければなりません（29条4項）。